

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	保存建築物等の原形を再現する建築物の認定（建築審査会の同意必要）	
根拠法令・条項	建築基準法第3条第1項第4号	
所 管 課	建 築 安 全 課	
審 査 基 準	<p>処分実績が無く、また文化財保護法によって指定されたもの、もしくは旧重要美術品等の保存に関する法律によって認定された建築物が対象であることから、法の規定以上の基準は難しく、法の規定どおりとする。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	認定については30日を原則であるが、建築審査会の同意を要するため60日とする。
	標準処理期間を設定できない理由	